

白山市立図書館条例・規則

白山市立図書館条例

〔平成17年2月1日〕
条例第97号

改正 平成18年12月21日条例第42号 平成24年3月23日条例第9号 平成25年3月22日条例第7号
平成26年9月24日条例第37号 平成28年12月20日条例第45号

(設置)

第1条 白山市は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、市民の教養及び文化の向上に資するため、白山市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
白山市立松任図書館	白山市古城町305番地
白山市立美川図書館	白山市美川浜町ヨ103番地
白山市立鶴来図書館	白山市七原町77番地
白山市立かわち図書館	白山市河内町福岡77番地

2 図書館に分館を置く。分館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
白山市立鶴来図書館本町分館	白山市鶴来本町四丁目ヌ85番地

(職員)

第3条 図書館に、館長、司書その他必要な職員を置く。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、別表のとおりとする。

2 白山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、蔵書点検、館内整理その他特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

3 前項の規定によるときは、教育委員会は、事前に掲示するものとする。ただし、災害等緊急の場合は、この限りでない。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者の入館若しくは利用を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 図書館の資料、施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 危険物及び汚物等を持ち込むとき。
- (4) 図書館の管理上支障があると認めるとき。
- (5) 他の利用者に迷惑を及ぼすとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 利用者は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第7条 図書館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(図書館協議会)

第8条 法第14条第1項の規定に基づき、白山市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
 - (1) 学校教育及び社会教育の関係者
 - (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (3) 学識経験者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松任市図書館条例（昭和59年松任市条例第2号）、美川町立図書館設置条例（昭和29年美川町条例第13号）、美川町中央図書館協議会に関する条例（昭和29年美川町条例第14号）、鶴来町立図書館設置条例（昭和29年鶴来町条例第23号）、図書館設置条例（昭和46年河内村条例第44号）、図書館設置条例（昭和46年吉野谷村条例第44号）、図書館設置条例（昭和46年鳥越村条例第44号）、図書館設置条例（昭和46年尾口村条例第41号）又は図書館設置条例（昭和46年白峰村条例第44号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年12月21日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第9号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第7号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月24日条例第37号）

この条例中第2条第2項の表白山市鶴来図書館本町分館の項の改正規定は平成26年10月26日から、同条第1項の表白山市立美川図書館の項の改正規定は平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成28年12月20日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

名 称	休 館 日
白山市立松任図書館 白山市立美川図書館 白山市立鶴来図書館	・ 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合はその翌日
白山市立かわち図書館 白山市立鶴来図書館本町分館	・ 12月29日から翌年1月4日まで ・ 特別整理期間

白山市立図書館条例施行規則

〔平成 17 年 2 月 1 日〕
教育委員会規則第 19 号

改正 平成18年7月31日教委規則第5号 平成19年12月28日教委規則第5号 平成25年3月31日教委規則第5号
令和3年9月28日教委規則第1号 令和5年5月9日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、白山市立図書館条例（平成17年白山市条例第97号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 白山市立図書館（以下「図書館」という。）の開館時間は、別表のとおりとする。

2 白山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

3 前項の規定によるときは、教育委員会は、事前に掲示するものとする。ただし、災害等緊急の場合は、この限りでない。

(資料の利用)

第3条 図書館の資料（以下「資料」という。）の利用は、無償とする。

2 資料を亡失し、又は損傷した者は、現品又は代替品をもって弁償しなければならない。ただし、災害、盗難その他教育委員会がやむを得ない理由があるとき、この限りでない。

(資料の貸出対象者及び利用券の交付)

第4条 資料の貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本市に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者
- (2) 資料の貸出しに関する協定を締結した市町に居住する者
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要があると認める者

2 資料の貸出しを受けようとする者は、個人にあつては図書館利用券申請書（個人用）（様式第1号）を、団体にあつては図書館利用券申請書（団体用）（様式第2号）を教育委員会に提出し、図書館利用券（様式第3号。以下「利用券」という。）の交付を受けなければならない。

3 資料の貸出しを受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、第1項各号に規定する対象者であることを証明する書類その他これに類するものを提示しなければならない。

(利用券の紛失等の届出)

第5条 利用券の交付を受けた者又は団体の責任者は、利用券を紛失し、若しくは損傷したとき、又は前条の申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(利用券の譲渡等の禁止)

第6条 利用券は、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

(資料の貸出し)

第7条 資料の貸出しを受けようとする者は、利用券を係員に提示しなければならない。

2 貸出しを同時に受けることができる資料は、個人にあつては1人につき10点以内(うち視聴覚資料は2点以内)、団体にあつては1団体につき100点以内とする。

3 前項の資料の貸出期間は、個人にあつては2週間以内、団体にあつては4週間以内とする。ただし、教育委員会は、個人の貸出しに限り1回の貸出しにつき2週間の限度として貸出期間の延長を認めることができる。

4 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、資料の貸出点数及び貸出期間を別に定めることができる。

(資料の貸出制限)

第8条 教育委員会は、資料の貸出しを受けた者が前条に規定する貸出期間経過後なお資料を返却しないときは、利用券の使用を一定の期間停止することができる。

(視聴覚機器の利用)

第9条 図書館が保有する館内視聴用又は館外貸出用の視聴覚機器の利用は、無償とする。

2 前項の視聴覚機器を破損し、又は滅失した者は、現品又は相当金額をもって弁償しなければならない。

3 館内視聴用の視聴覚機器を利用しようとする者は、利用券を係員に提示しなければならない。

4 館外貸出用の視聴覚機器の貸出手続等について必要な事項は、別に定める。

(情報機器の利用)

第10条 図書館が保有する利用者開放用パーソナルコンピュータ（以下「情報機器」という。）の利用は、無償とする。

2 情報機器を利用しようとする者は、利用券を係員に提示しなければならない。

3 情報機器を破損し、又は滅失した者は、現品又は相当金額をもって弁償しなければならない。

4 情報機器を利用する者が当該機器の利用により図書館内外の機器、データ等に損害を与えた場合は、その責めを負わなければならない。

5 情報機器を利用する者は、閲覧、検索及び調査研究以外の目的での利用並びに他の利用者への迷惑な行為をしてはならない。

（移動図書館）

第11条 移動図書館は、移動図書館車により市内を巡回して資料の貸出しを行うものとする。

2 移動図書館の巡回場所、巡回日時、図書の貸出手続その他運営について必要な事項は、別に定める。

（電子書籍の貸出し）

第12条 図書館利用券の交付を受けた者（第4条第1項第1号に規定する者に限る。）は、図書館資料と同等の内容を有する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であってインターネットを経由する方法により利用が可能とされたもの（以下「電子書籍」という。）の貸出しを受けることができる。

2 同一人が同時に貸出しを受けることができる電子書籍は、3点以内とする。

3 電子書籍の貸出期間は、2週間以内とする。ただし、他の予約者がいないときは、1回限り2週間を限度として、その期間を延長することができる。

（資料の配達等）

第13条 図書館は、身体の障害等により、来館することが困難であると認められる者に対しては、資料を直接配達する貸出しを行うことができる。直接配達に係る費用の負担は、図書館の負担とする。

2 図書館は、来館することが困難であると認められる者に対しては、郵送等による貸出しを行うことができる。郵送等に係る費用の負担は、利用者の負担とする。

3 資料の直接配達による貸出し及び郵送等による貸出しについて必要な事項は、別に定める。

（資料の複写）

第14条 資料の複写を希望する者は、図書館資料複写申込書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 資料の複写に要する費用は、複写を希望した者の負担とする。

（資料の寄贈及び寄託）

第15条 教育委員会は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 寄贈及び寄託された資料は、他の資料と同様に取り扱うものとする。

3 寄託された資料が火災、盗難等によって損失を受けた場合は、教育委員会は、その責めを負わない。

（図書館協議会）

第16条 白山市図書館協議会（以下「協議会」という。）に、会長を置き、会長は、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、協議会の会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代行する。

（会議）

第17条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ通知するものとする。ただし、緊急の議件は、この限りでない。

（会議の定足数及び議決）

第18条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第19条 協議会の庶務は、白山市立松任図書館の図書課において処理する。

（その他）

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の松任市立図書館条例施行規則（昭和59年松任市教育委員会規則第4号）、美川町立図書館管理規則（昭和52年美川町教育委員会規則第1号）、美川町中央図書館協議会に関する条例施行規則（昭和60年美川町教育委員会規則第1号）、鶴来町立図書館管理規則（昭和58年鶴来町教育委員会規則第2号）、鶴来町図書館協議会規則（平成12年鶴来町教育委員会規則第5号）、図書館管理規則（昭和46年河内村教育委員会規則第17号）、図書館管理規則（昭和46年吉野谷村教育委員会規則第17号）、図書館管理規則（昭和46年鳥越村教育委員会規則第17号）、図書館管理規則（昭和46年尾口村教育委員会規則第17号）又は図書館管理規則（昭和46年白峰村教育委員会規則第17号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年7月31日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月28日教委規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年1月22日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の白山市立図書館条例施行規則第4条第2項の規定により交付された図書貸出カードは、当分の間、第4条第2項の規定により交付された利用券とみなす。

附 則（平成25年3月31日教委規則第5号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月28日教委規則第1号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和5年5月9日教委規則第5号）

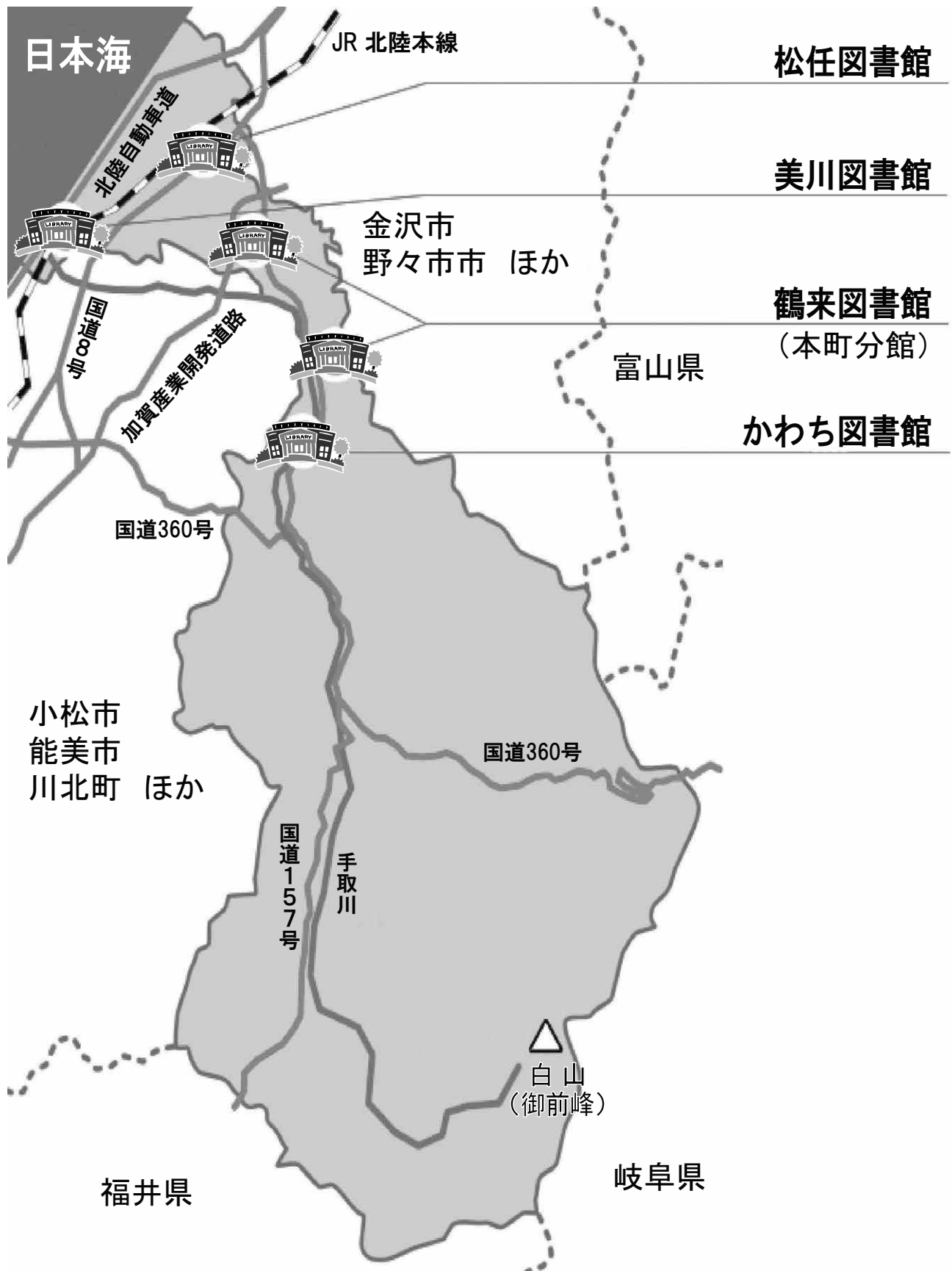
この規則は、令和5年5月15日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	開 館 時 間
白山市立松任図書館 白山市立鶴来図書館	・火曜日から金曜日は、午前10時から午後7時まで ・土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日は、午前10時から午後6時まで
白山市立美川図書館	・火曜日から金曜日、並びに土曜日、日曜日及び祝日法による休日は、午前9時30分から午後6時まで
白山市立かわち図書館	・火曜日から金曜日、並びに土曜日、日曜日及び祝日法による休日は、午前10時から午後6時まで
白山市立鶴来図書館本町分館	・火曜日から金曜日、並びに土曜日、日曜日及び祝日法による休日は、午前10時から午後5時まで

白山市立図書館位置・案内図

【位置】



【案内図】

○松任図書館

(松任学習センタープララ)

所在地 白山市古城町305番地

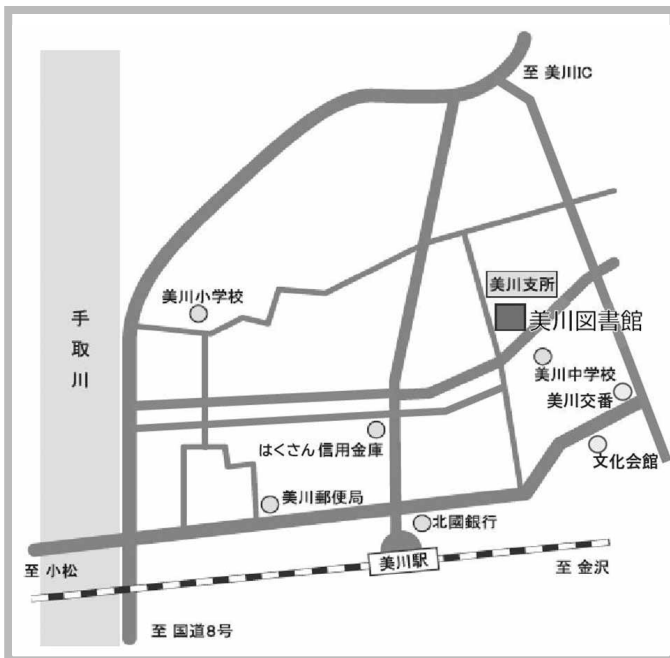
電話 (076) 274-9877



○美川図書館

所在地 白山市美川浜町ヨ103番地

電話 (076) 278-2349

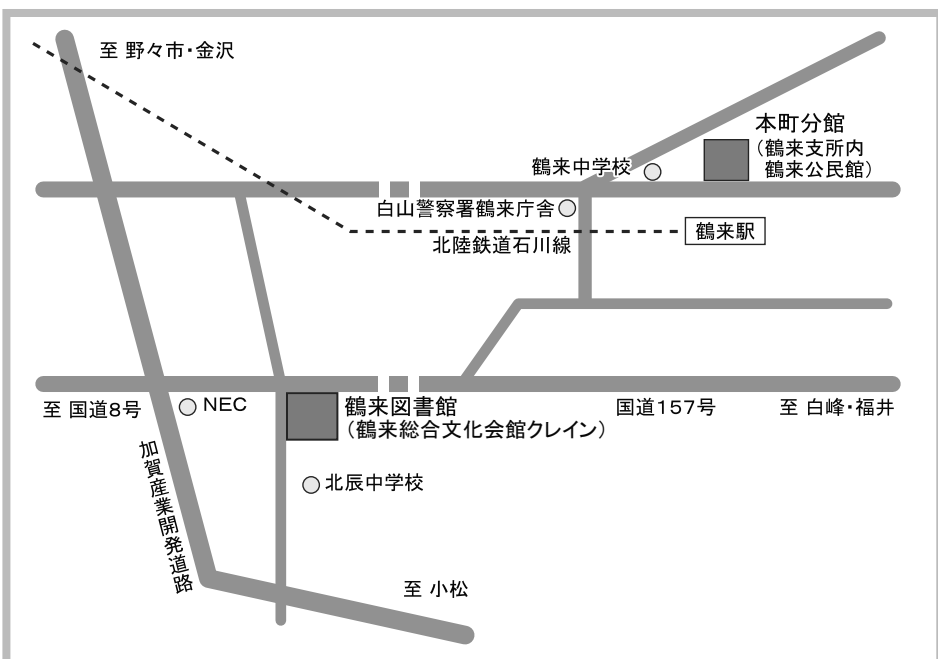


○鶴来図書館

(鶴来総合文化会館クレイン)

所在地 白山市七原町77番地

電話 (076) 273-8800



○鶴来図書館本町分館

(鶴来支所内鶴来公民館)

所在地 白山市鶴来本町四丁目又85番地

電話 (076) 273-1213

○かわち図書館

(かわち保健センター)

所在地 白山市河内町福岡77番地

電話 (076) 272-0606



